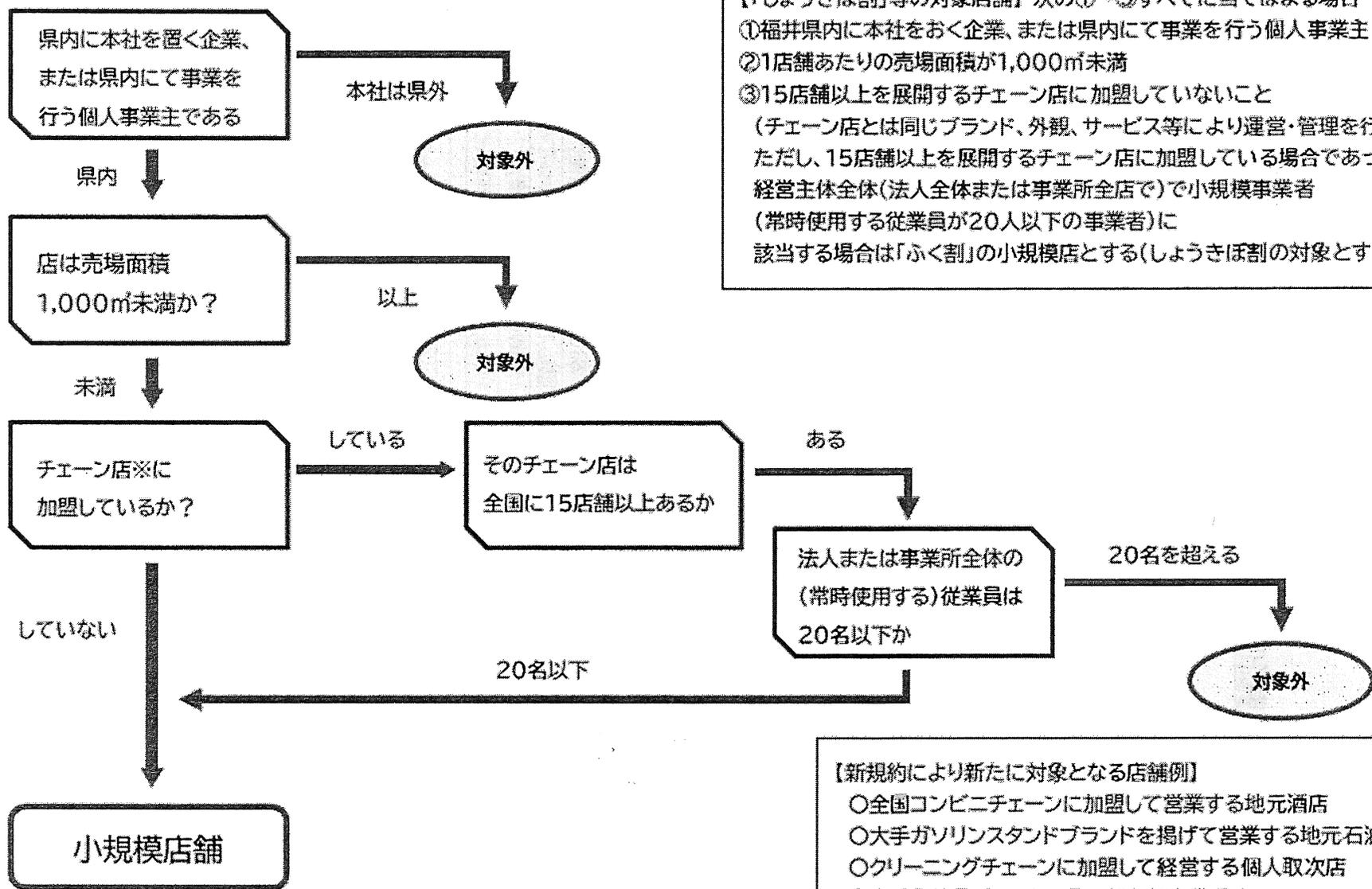


# 小規模店舗 判定フロー (11/5発行分より適用)



【「しょうきぼ割」等の対象店舗】 次の①～③すべてに当てはまる場合  
 ①福井県内に本社をおく企業、または県内にて事業を行う個人事業主  
 ②1店舗あたりの売場面積が1,000㎡未満  
 ③15店舗以上を展開するチェーン店に加盟していないこと  
 (チェーン店とは同じブランド、外観、サービス等により運営・管理を行うものをいう。  
 ただし、15店舗以上を展開するチェーン店に加盟している場合であっても、  
 経営主体全体(法人全体または事業所全店で)小規模事業者  
 (常時使用する従業員が20人以下の事業者)に  
 該当する場合は「ふく割」の小規模店とする(しょうきぼ割の対象とする))

【新規約により新たに対象となる店舗例】  
 ○全国コンビニチェーンに加盟して営業する地元酒店  
 ○大手ガソリンスタンドブランドを掲げて営業する地元石油店  
 ○クリーニングチェーンに加盟して経営する個人取次店  
 ○大手化粧品ブランドを取り扱う個人代理店 など。  
 ※判定に迷う際は「ふく割」コールセンターまでお問い合わせください。  
 (連絡先は表面をご参照下さい。)